

平成30年度からの指定管理者候補者

施設名		美唄斎苑(美唄市火葬場)
施設所管課		市民部生活環境課
選定方法	選定区分	公募
	根拠条例	条例第2条
指定期間		平成30年4月1日～平成35年3月31日 (5年間)
指定管理者候補者		美唄斎苑管理運営共同企業体 代表 イービス・グループ有限責任事業組合 三重県四日市市朝日町1番4号

美唄斎苑(美唄市火葬場)は、平成18年度から指定管理を導入した施設で、今回5回目の公募。応募は美唄斎苑管理運営共同企業体の1団体であった。

○選定理由

書類審査及び聴き取り調査を行い、公募の選定基準に従い選定委員10名が評価採点を行った結果、評価平均点89.60点(100点満点)で、評価基準点を上回っていた。

火葬業務の専門団体であるイービス・グループ有限責任事業組合と施設・設備の専門団体育栄管財株式会社との2団体で結成した事業体で、現在の指定管理者であり、この間利用しやすく安全に気をくばりながら適正に運営している。施設見学会や終活セミナー、小動物火葬用骨壺販売など利便性の向上のための取組みを行う計画となっている。地域との交流や地元雇用など地域貢献も行い、経営状況も安定している。

専門性の高い施設であり、施設の目的を効果的かつ効率的に達成できると見込まれる。

選定基準(評価項目)	評価点の配点	評価平均点	評価平均点
		(候補者)美唄斎苑管理運営共同企業体	
1 施設設置の目的が達成できること	10点	9.20点	
2 利用者の平等な利用が確保されるものであること	10点	9.30点	
3 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること	20点	17.00点	
4 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有するものであること	10点	9.10点	
5 地域貢献等	10点	9.00点	
6 施設管理の安全性や利用者への適切な対応への配慮が十分なされていること	10点	9.30点	
7 収支計画の内容が施設の管理経費の縮減が図られるものであること	30点	26.70点	
合計 ※評価基準点70点	100点	89.60点	